

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター
第 11 号 2000年7月

特集：アジア・太平洋諸国ADR調査研究会報告

アジア・太平洋諸国ADR調査研究会(ADR研)について

当財団は、平成11年11月、アジア・太平洋諸国ADR調査研究会(通称ADR研)を発足させ、対象国オーストラリア、インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、中国及び日本の裁判外紛争処理制度(ADR)の実態の比較研究を開始しております。

座長を大阪大学大学院池田辰夫教授にお願いし、下記の関西の学者、実務家にメンバーになっていただいております。

既に、タイ、韓国において予備調査を行っており、現在は対象各国に提出するアンケート案を作成しているところです。各国への本格調査を本年秋より実施し、アンケート・現地調査の結果をふまえ、平成14年2月各専門家を招へいして国際シンポジウムを開催する予定です。

同研究会は、第3回及び第4回ADR研で2人の専門家からヒアリングを実施しました。今回はお二人からのヒアリングの内容を各先生に事後加筆修正いただいたものを特集として報告します。

メンバー座長	池田 辰夫	大阪大学大学院法学研究科教授
	中野 俊一郎	神戸大学法学部教授
	田邊 誠	広島大学法学部教授
	小原 正敏	きつかわ総合法律事務所弁護士
	上田 卓哉	同 弁護士
	金子 由芳	広島大学大学院国際研究科助教授
	原 克也	最高裁判所事務総局民事局付
	高山 崇彦	法務省民事局付
	黒川 裕正	法務総合研究所総務企画部企画課研究官

HEADLINE

- 1 「国際商事仲裁について」
スピーカー：井原法律事務所 弁護士 井原一雄 …… 2頁
- 2 「アジア地域における紛争例およびその解決方法の最近の動向」
スピーカー：明治学院大学法学部教授 河村寛治 …… 10頁
- 3 書籍紹介 ①「日韓法制比較解説」— 物権登記法
 ②「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法」
 アジア・太平洋比較法制シリーズ2

「国際商事仲裁について」

弁護士 井原 一雄

平成12年3月22日 第3回ADR研

まず、私は昭和45年に初めてロンドンで国際商事仲裁に関与したので、その時の話をします。

紛争の内容は、ライセンス契約にもとづき支払うべきローヤリティの金額を巡る紛争で、申立人はアメリカの会社とそのイギリスの子会社、相手方は日本の企業で、契約条項にしたがってICC〔国際商業会議所〕の仲裁に付された。仲裁地がロンドンとなったのは、契約の規定にしたがったものである。ICCの仲裁は、双方が主張を記載した書面をパリの本部へ送り、仲裁人が判断すべき事項を記載した、Terms of Referenceを作成する。

私は、この事件には事実の存否に関する争いが殆ど無く、争点は主としてライセンス契約の解釈であり、証人調べの必要が無く、書面審理だけで判断が出来る筈だから、審問期日を開く必要がないと主張した。ところで、もし審問期日を開かないとすると、ロンドンが仲裁地だとは一体何を意味するのだろうか。ICCの本部はパリにある。仲裁人はフランス人だったが、これもパリにいる。仲裁人が自分の事務所で書面を読んで、仲裁判断をすればロンドンが仲裁地だというのは何のことだろうか。ところが實際は、仲裁人が、やはり一度は集まりたいというので、仲裁地たるロンドンへ行くことになった。私は英語を沢山喋るのは大変だと思ったので、審問は一日だけとすること、証人尋問はしないこと、という条件を付けたうえでロンドンへ行った。後で一日だけの審問が終わったとき、仲裁人が私に、貴方はお忙しいようだが、明日はご帰国かと聞くので、明日はシェークスピアの生家を見に行くのだと言ったら変な顔をしていた。

審問はロンドンのホルボンでやったが、臨時に借りた会議室のような様子だった。仲裁人はじめ、皆で小さい机を囲んで、仲裁人が当事者双方にそれぞれの書面中の主張について質問し、双方代理人がこれに答えた。ライセンス契約の内容について、双方で論争になった。契約の規定中にローヤルティが免除されるための二つの要件がandでつながっていた。申立人の代理人はアメリカ中西部の若い弁護士だったが、契約をよく見ろandと書いてある、orではないと力説され、閉口した。彼はandをイー

ンドと発音した。関係者の中でフランス人の仲裁人が一番英語がうまかった。

ローヤルティ支払いを免除されるための and でつながれた一方の要件は、これを満足させることができ事実上不可能な要件であった。契約の準拠法は英國法であった。契約上の義務については、日本法では原始的に履行不能の契約は無効である。英國法では、無効ではなく、履行不能で履行が出来なければ損害賠償義務を負う。不能条件については知らない。仲裁人はフランス人の弁理士で、英國法は分からぬから、英國の Queen's Counsel の法律意見書を提出するように言われた。日本へ帰ってから Queen's Counsel に頼んで意見書を書いてもらったが、当方に不利な結論だったので、書き直してもらった。多少はマシになったが、あまり感心できる結論ではなかった。仲裁判断は、一部勝訴で、たしか4分の1ぐらいローヤルティを免除してもらった。実質的には、和解をしたようなものであった。

仲裁の性格について、必ずしも法律に従って結論をだすのではなく、善と公平の原則に則って判断すべきだという説と、裁判と同じように法律にもとづいて判断すべきだという考え方がある。私は、往時一般の人々の教育水準が低く、教育水準が高い階級の者が仲裁人になるような社会においてはともかく、近代社会における紛争は、万人に共通の客観的規範である法律を基準として解決すべきであり、善と公平の原則などという、仲裁人の頭の中だけにある基準により判断すべきではないと思う。しかし上記の事件では、仲裁人は善と公平の原則により判断してくれたのかもしれない。

国際仲裁が裁判と異なるのは、オフショアの紛争解決方法だという点である。裁判所はどこかの主権国家の機関であるが、仲裁人は違う。上記の仲裁事件も申立人の1人が英國の子会社とはいえ、審問期日に現れた関係者のなかで、多分イギリス人だと思われるのは、受付の女性だけである。常設仲裁機関の中でも ICC の仲裁裁判所は、特定国の法律によって設けられたものではないので、オフショアの度合いが強く感じられる。「ブラジュロンヌ子爵」というデュマの小説の中で、英國人のバッキンガム公爵とフランス人のワルド伯爵が紛争を解決すべく、カレー沖のオフショアの砂洲で決闘する。この砂洲は満潮時は海中に孤立してしまうので、フランスの領土ではなくなり、したがってルイ14世の決闘禁止令が及ばず、ワルド伯も王命に反しなくて済むという理屈である。木村尚三郎さんという東大の西洋史の先生が「ヨーロッパからの発想」という本のなかで、多国籍企業に働く人々は、カトリックの僧侶のように土地から切れていると書かれている。カトリックの僧侶は結婚しないため、家族がないので、土地との繋がりがうすく、世界中どこへでも布教のために出掛けてゆく。ザビエルのように遠く東洋まで来る人もいる。地縁を絶って普遍、即ちカトリックに生きるというのである。多国籍企業の人々も、国籍も育った環境も多様で、働く場所も一

国には限られない、その企業も特定の国に属していない。即ち、オフショアである。国際仲裁も裁判と異なり、国家主権から独立した、オフショアの紛争解決方法であるという点に特徴がある。

次に、最近、10 年位前のロンドン仲裁裁判所での仲裁の話。東欧の国営企業と日本の企業の間の紛争で、私は日本の民法に関する Expert Witness として関与した。朝、関係者一同が待っていると、9 時頃 3 人の年配の仲裁人が現れて席につく。私は 3 番目に証言する事になっていた。傍聴席で他の証人と共に見物しているが、何時自分の番が来るのが見当がつかない。前の証人の尋問に要する時間次第で、今日中に自分の番になるのか、明日になるのか、あさってになるのか分からぬ。毎日行って傍聴席で待っている。10 時頃になると仲裁人たちが、おもむろに立ち上がり、我々は一杯のお茶を飲むであろうと呟きながら、部屋の脇に置いてあるポットの方に歩み寄り、しばしお茶を楽しむ。一同これに倣う。昼になると皆で地下の食堂へ降りて行き、仲裁人も交え各自三々五々テーブルにつき、ビュッフェ形式のなかなか立派な食事をする。仲裁人や相手方の代理人などとも世間話をしつつ、2 時間位かけて食事をする。ただ休廷前に仲裁人から、休憩中に決して事件の話をしてもはならないという注意がある。私の日本の損害賠償法に関する証言は、たしか 2 日目か 3 日目に済み、その後も証人調べは続いた。そのうちバリスターの横に座っていた双方のソリシターが、部屋から出たり入ったりして、時々依頼者と小声で打ち合わせをしていたが、私が帰国した後、和解が成立した。

日本の国際仲裁では、仲裁人は本業として仲裁人をやってない。弁護士等の本業があって、別に報酬が目的ではなく、何かのお役に立てばと思って、というような顔をして仲裁人をする。したがって、報酬はさほど高くない。欧米では仲裁人を本業とする人も多い。裁判では当事者は裁判官の給料を払うわけではないが、仲裁では仲裁人の報酬を負担しなければならない。米国のようにディスカヴァリーに時間と費用が掛かる所では、ディスカヴァリーがない仲裁は費用が節約できるかもしれないが、一般的には仲裁は裁判より費用が掛かる。

では何故仲裁を選択するのか。①スピードが速いことと、②オフショアであることと、③訴訟と比べると気楽だからである。国際仲裁は、訴訟に比べると比較的早くすむ。紛争解決において、スピードは非常に重要である。訴訟をすれば最後に勝つ事には確信があるても、そこに至るまでに予想される長期にわたる労力や心労を考えると、いっそ和解てしまおうかという場合もある。仲裁が比較的速いのは、仲裁人は裁判官のように日程が詰まっていないことと、仲裁は訴訟に比べると手続きの弾力的運営

が可能なことによると思われる。もっとも日本で行われる国際仲裁で、仲裁人が民事訴訟と同じような形式で手続きを進めると、訴訟と同じように時間がかかることがある。また双方代理人が、事件を充分研究しないまま仲裁に臨むと、準備に時間がかかり、訴訟と同様時間がかかる例もある。まえに述べたとおり、国際仲裁はオフショアの紛争解決方法だから、異なる国の企業間の紛争解決機関として公平感を得やすい。ＩＣＣの仲裁はオフショア感が特に強い。他の常設仲裁機関でも、前述の例のようにロンドン仲裁裁判所で他の国の企業同士が争うのだから、不公平感がない。訴訟は大ごとだという感じがする。何年もかかるような気がする。いろいろな複雑な手続きや、付随手続きがありそうな気がする。外国の裁判所は、自ずから日本とは違うのではいかと心配である。これに比べて国際仲裁は、前述のように比較的インフォーマルであり、気楽に臨むことが出来る。

国際仲裁はオフショアとスピードというのが結論である。

質 疑 応 答

池田：なぜ訴訟ではなく仲裁を選ぶのか。

井原：契約書に書いてあるからだが、なぜ契約書にそういう規定を設けるかというと、仲裁では訴訟と違いローカリティーがないので、手続についておおよその見当がつく。訴訟ではその国における手続についての知識・情報が乏しいことが多く、どのように手續が進むのか見当がつかないので気持ちが悪いという点が1点。そのほかに、訴訟に比べて期間が短くすみ、煩雑な付隨手續がなく、手續が簡易であるという期待があるためだと思う。

池田：秘密保護はどうか。

井原：訴訟のように公開手續ではないが、業界に知れるかどうかという点は、仲裁だからといって絶対に秘密を保持することができるとは限らない。

池田：調停との関係はどうか。

井原：市民間の紛争ならともかく、企業間では調停で解決が付くくらいならビジネス

マン同士で解決できる。ただし、第三者である調停委員の意見ということで円く収めるという目的で利用されることはある。

池田：訴訟、調停等様々なチャンネルがあるが、どのようにして手段を選ぶか。

井原：国内の事案であれば私なら訴訟を選ぶ。法律家として法律を適用した解決はすっきりする。国際間の紛争であれば仲裁を選ぶ。理由は先ほど述べたとおり。

金子：日本の中小企業がアジアに進出する際、合弁事業の相手方と合弁契約の内容を巡るトラブルがよく起こるが、仲裁が余り利用されないのはなぜか。また、仲裁条項では仲裁地として、なぜ日本でなくニューヨークが選ばれるか。

井原：仲裁になるのは深刻な事態であり、合弁を解消するような事態である。裁判でないからいいではないかという考え方もあるかもしれないが、私の知る限り合弁事業を継続しながら仲裁に持ち込むようなケースはまずない。

仲裁の場所は、契約書を作成するとき、双方が自分の所在地を希望する。その中間をとって、例えばニューヨークということになる。また、投資に関する許認可の条件として、進出先の国を仲裁地とすることを要求されることもある。アジア諸国との企業との合弁契約で仲裁地を日本とするものが少ないとすれば、仲裁地として第三国が選ばれるからであろう。

小原：仲裁機関はどのようにして選ばれるか。

井原：アジアなら東京、香港、シンガポール、ヨーロッパならパリ、ロンドン等に常設の仲裁機関がある。仲裁場所は自国がいいに決まっているが、仲裁人の選任が重要である。

小原：W I P O(国際知的財産紛争処理機関)等では調停前置仲裁手続が実施されているかどうか。

井原：仲裁の前に必ず調停を経ねばならないというのは余り意味がないのではないか。

上田：お話の中で、仲裁の中で和解の話がされるということであったが。

井原：ケースによるが、どのような場面でも和解の交渉はされる。

上田：早く進めるか引き延ばすかで意見が分かれるときイニシアチブをとるのは誰か。

井原：それは仲裁人である。仲裁人の性格によるところが大きい。当事者の主張もあるうが、最終的には仲裁人ということになる。裁量の幅が大きい。仲裁人の能力、熱意等。

池田：仲裁人に手続法学者や裁判官OBはどうか。

井原：先日ある所でパネル・ディスカッションをした際、スイスの人が、民事訴訟法学者は仲裁に民事訴訟手続きを持込むから仲裁のメリットがなくなると言っていたが、私は必ずしもそうは思わない。

田邊：アジアの一国の仲裁センターが実施する仲裁もオフショアといえるか。

井原：オフショアである。

田邊：仲裁人のクオリティーについてはどうか。

井原：例えば、中国で訴訟手続になるのは手続内容が不明なので不安である。そこで、仲裁ということになる。上海で仲裁が始まるとすると、仲裁人に、例えば上海にあるアメリカのローファームの支店の弁護士を選んだりするだろう。そういう意味で仲裁人の中立性を確保する。

中野：調停前置の方が真実が表明されるのではないか。

井原：仲裁でも調停でも同じ。本心はなかなか現れない。自分の不利になることは言わない。

田邊：弁護士会の調停前置の趣旨は、話をしていて、この人なら大丈夫というところで仲裁に移行すると聞いたが。

井原：そういう意味合いはある。しかし、企業ではなく、市民にとっての制度であろう。市民は法律論もさることながら、人格高潔な仲裁人に判断をゆだね、この人に言われるなら仕方がないと納得するという側面もある。

小原：専門知識に長けた仲裁人と教科書に書いてあるが。

井原：紛争解決の要点は争点の発見にある。争点が集約されればそこを専門家に預ければよい。筋道を立てて争点を定めていく作業が最重要である。一般論としては、例えば技術の専門家が仲裁人になるのは望ましくない。争点が特定の専門的問題の答えのみに懸かっているような、特殊な場合は例外である。

池田：鑑定契約について。

井原：鑑定の結果に必ず従うという契約なら、仲裁契約である。鑑定の結果を参考にして協議して決めるという契約なら、仲裁契約ではない。

小原：株式の買取り価格について公認会計士の決めた価格とする、とか。

井原：合弁契約中に、合弁解消に際して一方の当事者が相手方から株式を買取る場合に、買取り価格を公認会計士が適正な価格として決定した価格とするという規定を設けることはある。紛争解決とは別の問題である。

金子：日本における仲裁の魅力は何か。アジア諸国で多国間取引がさかんになってきている。すなわち、別な国に再投資したり、国際間で部品の相互補完をしたりしている。そういう場面で日本の仲裁に魅力があれば活用されると思うが。

井原：もし日本の仲裁が敬遠されるとすれば、その理由は、①欧米から遠い、②英語を使えない、③遅い、という3点だと思う。

①については、アジア諸国との関係では問題とはならない。②については、外国の会社と日本の会社が当事者である場合、仲裁人として外国側が外国人を、日本側が日本人を選び、3人目の仲裁人を第三国から選ぶ。そうなると、仲裁人3人の合議は、おそらく英語になる。日本の法律家は英語があまり上手くないので、これがネックとなる。先ほど言ったように仲裁場所は日本でも当事者は全部外国人ということもあり得る。国際商事仲裁協会でも英語による仲裁を認めた。仲裁人に日本人が

いない事例もある。

池田：通訳は。

井原：ご存じのとおり、法律問題の場合、隔靴搔痒の感がある。3人の内1人が日本人というケースで合議をするときに通訳でもなかろう。

田邊：費用という点ではどうか。

井原：アメリカでやるとアメリカ人の弁護士を頼む。日本でやる場合は、日本の弁護士は比較的費用は安いが、英語ということになると多分英語圏の法律家を使うことになる。日本に在住する人ならいいが、ニューヨークから呼ぶとなると費用がかかる。

金子：アジア諸国人々にとって日本でやる意味は。

井原：日本はロンドンより近い。しかし、日本の仲裁のように月に1度ということになると各国からその都度やってくるのは大変だ。仲裁人の方で配慮して集中してやれば解消される問題である。

「アジア地域における紛争例およびその解決方法の最近の動向」

明治学院大学法学部教授 河村 寛治

平成12年5月26日 第4回ADR研

今般、アジア・太平洋諸国 ADR 調査研究会における、裁判外紛争処理制度（ADR）についての調査に関連し、これら対象国での日系企業が抱える紛争の内容または傾向およびその解決方法などについて、伊藤忠商事（株）での 27 年に亘る法務実務経験者としての意見が求められ、先日 5 月 26 日に大阪で行われた研究会で発表を行いましたが、そこでの発表内容に加え、一部対象国で実際に行われている紛争解決の制度的なものについても、ここで追加して説明するために、本稿をまとめたものである。

まず、一般的なコメントとして、私が退社した後のここ 2 年の最近の状況は必ずしも把握しているわけではないが、日系企業として抱える紛争などは、裁判など公的な機関を利用してその解決が計られるることは、アジアにおいてもそれほど多くないのが現状である。紛争が全く無いということはないが、それらのほとんどが、当事者同士の話し合い、あるいは弁護士など第三者の介入で解決されているのが実態である。この理由としては、一般的にいわれているアジアの一部地域での法制度の不備あるいはその執行の困難性ばかりではなく、元来日本企業がその紛争を外部機関や第三者を介して解決するということにあまり積極的でなかったことにも由来するのではないかと考えられる。しかし、すべてがこのように当事者同士の話し合いで解決がつくものばかりではなく、当然に裁判所など公的な機関に委ねざるを得ないものもあるわけであり、これらのケースでは、一般的にいわれるよう、アジアであることから、特に困難さが強調される部分があるのは事実である。裁判の公平性とか、執行の問題が特に強調され、制度はあってもその運用がその通りに行われないという問題があることは事実であることは、実務家でなくても理解してもらえることと思う。

今回は、この点が問題ではなく、これら裁判以外での紛争解決手段とその制度が対象ということですので、この点に絞り当方の経験もふまえ、最近の実態につきご説明することとする。

まず、裁判外の紛争処理制度（ADR）として、仲裁がその典型として語られているわけであるが、裁判以外の紛争解決手段がすべていわゆる「仲裁」というわけではなく、その紛争の内容がどうか、または関係当事者が誰かにより、紛争処理機関とし

ての「仲裁」が適しているか、あるいは第三者が関与した調停、または公的あるいは私的に設置された裁判外倒産処理制度など仲裁とは異なる紛争処理システムなどが使い分けられることになるわけである。では実際にどうであったかという点であるが、私個人の経験からいえば、アジア・太平洋でいわゆる「仲裁」に付されたケースはそれほど多くなかったといえよう。他の日系企業も同様ではないかと思う。また、「仲裁」で紛争を解決した国も少なかったといえる。今回の研究の対象国が、オーストラリア、インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、中国、および日本ということですが、インドネシア、シンガポール、タイ、韓国および日本においては「仲裁」により紛争を解決した経験はなく、オーストラリアでの「仲裁」も実質的な紛争ではなく、また直接の当事者でもなかったわけであるが、事業を継続して遂行するために最低労働賃金の確認が必要であるということから、行われた非常に限定的な仲裁であった。中国では数件の仲裁がおこなわれたが、その結果については、それほど不満足であったということではなく、また、その仲裁判断の執行を求めて裁判を起こすということもなかったわけである。中国では紛争の解決のために裁判も行ったケースもあるが、そのほとんどは最終結論が出る前に和解などにより解決した場合が多く、またこれら裁判や仲裁も相手方との交渉上の権利確保のためや、交渉力を強固にするためといった場合に利用することが多く、裁判や仲裁だけで紛争を解決したという場合は非常に少ないというのが現状であり、結果として、中国での判決や仲裁判断の執行の困難さを経験したこともないのが現実である。中国での判決や仲裁判断には多くの執行の困難さがあるという話を他から聞いているというにすぎないが、中国での紛争解決の経験からこれらは決してあたっていないとはいえないであろう。中国での執行力の実質的な困難さとは別として、中国では外国判決と外国の仲裁判断に関し、執行力付与については決定的な違いがある。現在、外国での仲裁判断については、ニューヨーク条約に加盟している国におけるものは、その執行を中国国内で求めた場合には、中国の裁判所でもそれに執行力を付与することとなっているが、外国での判決については、当該国との間で判決の執行についての条約などがない場合には、その執行力が認められないことになっており、その旨を確認した判決も大連の裁判所で出されており、人民最高法院でもそれを確認している。したがって中国において執行力の点から言えば仲裁のほうが良いと言える。更に中国の仲裁についていえば、ほとんどが中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）によるものであるが、仲裁人リストの仲裁人資格のある仲裁人が増やされる以前は、仲裁人の数も少なく、外国人の仲裁人も少なく、またその質にも問題があるということ、また、代理人である弁護士の数も少なく、信頼にたる弁護士を見つけることも困難であった。また改善はされたが、代理人の制限や使用言語の制限問題などがあったといえる。この CIETAC による仲裁は、北京、上

海と深センの三箇所に限定されており、この三箇所とも中国の対外開放の窓口ということもあり、実際の仲裁の手続きはやはり対外関係を非常に意識しているといえる。深センの場合、以前訴訟が行われたのであるが、その紛争の準拠法の定めが契約書ではなく、裁判官の同意も得て、国連の国際動産売買条約に準拠することに裁判手続きのなかで合意したこともあり、同じ裁判で、本来は裁判所指定の通訳を使用しなければならないのであったが、通訳に問題があったことから、その変更を求め、同行していた香港の中国人弁護士を通訳として起用することを認めさせたことであった。これら地域的な特性ということがあるといえる。

次に仲裁以外の紛争解決についていえば、比較的これらの国々では多くの問題が発生していたわけであるが、その分野というのは、商取引あるいは投資や融資による債権の回収問題がそのほとんどであった。時期的にもアジア通貨危機以後というわけではなく、それ以前からもいわゆる紛争といわれるものの比較的多くの問題が債権回収問題であり、これが日本企業がこれらの国々で抱える問題のほとんどであったといえる。さらにアジア通貨危機以後は、各国の通貨切り下げの効果として、債権の回収がより困難となってきたことは事実であり、そのための制度的なものも整備されてきたのが現状である。

またアジアにおける投資事業の場合には、日本企業が資金のほとんどの調達義務を負っている場合や、パートナーの資金調達力の問題やらで、資金の調達に問題が多く現実に債権を回収する困難さに直面することも多く、あるいはパートナーが政府関連企業であったり、公共性の高い事業であったりするなどで、最悪、整理・撤退を行おうとしても、この整理や撤退自体に政府の許可が要求されるなど、簡単に整理あるいは撤退を許してもらえない場合も多いのがその特徴である。これらが紛争解決における問題も複雑にしているのが現状であろう。

まず制度的な問題としては、企業が支払不能または債務超過に陥った際の倒産法制の整備である。アジア諸国では、多くの場合、債権者の権利が弱く、また、この債権者の権利行使する場合の法的根拠や裁判所の体制が整っていなかった。このため、債権者はこのような国において債権回収を行ったり、担保を処分したり、強制執行を行うことに対し、相当な困難さや制限を受けたわけである。このためこれらの国々では倒産法の整備が行われてきたのが最近の状況である。事業を継続しながら整理する場合は勿論のこと、事業から撤退する場合でも、第三者に譲渡するか清算かが要求されることから、まず事業のリストラクチャリングの可能性が検討されることになる。企業の経営内容や業務の改善をすることにより、より利益を生む体质に改善する運営面からみたリストラクチャリングに加え、財務面のリストラクチャリングは、企業の財

務体質改善のために債務面と資本面の両面から行われることになるが、最も一般的なのは、債務返済のリスケジューリングである。元本返済の据置も含め債務の返済期限を延長し、金利負担の軽減など、当面の債務負担を軽減する方法であり、債権者の立場から考えると、債権を市場で売却することも考えられる。かつては累積債務国の中でもこのような形でリスケジューリングされ、その債権の売却により処理が行われてきた。しかしながら、アジアでは先に述べたように制度的な整備が遅れてきたことに加え、事業への投資家の性格や資金調達の実質的責任を負担している当事者との関係などが複雑に絡み合い、リスケやらリストラなどをしたくてもできない状況に陥っているケースが非常に多いといえよう。

実際にリスケなどをおこなうにあたっては、裁判所など公的な機関の力を借りておこなうか、あるいはより自由度の高い任意の手続きで行うかの選択が必要となる。これらはそれぞれ一長一短があり、どちらが良いかは一概にはいえないが、その企業の業界や、当該関係国の法整備状況やら、整理・撤退に関する当該国家としての制約・制限などを考慮して、選択されることになるわけである。

主として法廷外の任意の処理システムを利用している韓国、タイ、インドネシアについて、その現状を少し解説することとする。

まずタイであるが、タイでは 1998 年 9 月にタイ中央銀行、国内外銀行協会、F C 協会、産業界をメンバーとする「企業債務再建委員会」(CDRAC) がつくられ、個々の企業のリストラ案をまとめるための制度として、「バンコク・フレームワーク」が合意された。これは法廷外の任意の債権者委員会による企業リストラの枠組みである。

これまでのところ不良債権総額（約 720 億ドル）のうち、約 30 % がリストラの交渉過程にあり、そのうち 25 % が 1999 年 3 月までにまとまった模様である。

バンコク・フレームワークは、当初拘束力をもたないガイドラインとして発足したが、1999 年 2 月に大幅に強化され、75 % の特別多数決で拘束力をもつ決定ができることとされ、さらに、リストラに協力するための法制度として、1999 年 3 月までに、破産法の改正と担保処分のための民事訴訟法の改正が相当強い反対があったにもかかわらず成立した。この企業債務再建委員会やバンコク・フレームワークは裁判外紛争処理制度の一部ということができると考える。

ではインドネシアはどうであろうか。インドネシアの企業債務の特徴として、海外銀行宛債務の比率が極端に高く、国内銀行からの借入もドル建て債務が多く、総債務にしめるドル建て債務の比率は、75 % と非常に高い比率をしめしているのがその特徴である。

結果としてインドネシアでの企業債務のリストラは、1998 年 1 月に設立されたイ

ンドネシア銀行再建庁（IBRA）による不良債権の買取にはじまり、海外の債権者銀行との交渉からスタートし、1998年6月に外国債権者銀行との間で、フランクフルト・フレームワークが合意された。これは過去いろんな累積債務国が対外債務のリスクを行う際に採用した方法と同様、銀行間の貿易関連債務については、支払い遅延を解消することを条件として、各金融機関とも信用供与の残高を維持すること、および企業債務については、一定の長期債務のリスクへの合意を条件として、元利金の支払いはインドネシア政府の為替リスク保証（INDRAスキーム）が提供されることとなった。これは1998年6月に設立された債務再編序（INDRA）によるものである。さらに、当事者間の法廷外での自発的協議のためのフレームワークとして、「ジャカルタ・イニシアティブ」が1998年9月にインドネシア政府より公表された。これは債権者と債務者が任意に再建策を話し合い、政府は資金的な援助は行わないものの、再建計画に対する助言や再建計画の承認手続きを一元化するなどの支援を行うというものであり、これも所謂裁判外紛争処理制度の一部といふことができる。ここでの実績はというと、1998年の11月から168社の企業（対外債務合計額210億ドル）がこの利用を申請しており、1999年4月末現在で15企業（対外債務額15億ドル）が再建計画を纏めている状況である。

つぎに、韓国であるが、今回の危機の原因である企業ガバナンスの問題や高い借入金依存率の問題に取組みつつ、企業のリストラを促進するための方策として、外国資本による直接投資を、非戦略産業についても100%までの株式保有を認め、また証券取引法を改正し、企業間のM&Aをより容易にするため、33%までの株式取得（従来は10%まで）は取締役会の議決を必要としないこととされ、さらに銀行による債務の株式化を促進するため、銀行法を改正し、銀行による企業の株式保有制限を10%から15%と緩和し、また金融監督委員会の許可を得ればさらに高い限度まで引き上げることを認め、さらには企業によるリストラを容易にするため、労働基準法を改正し、M&Aや企業の財務状況悪化の際には、労働者のレイオフが合法化するなどが導入された。

韓国では、金融監督委員会が金融機関のみならず一般企業のリストラも担当することとされ、そのためのフレームワークとして、「企業再建協定」が合意されている。特に五大財閥グループ（現代、サムソン、金星、SK、大宇）については、関係する四大銀行間でタスクフォースをつくり、そこが中心となって、企業財務のディスクロージャーの拡大、連結会計、負債比率の改善、企業間の相互保証の解消などリストラを推進することとなっている。これにより、各財閥はそれが比較的優位なポジションを有する産業に特化するための財閥グループ間での資産の交換、ジョイントベンチャーの形成を行うなど合意している。このような「企業再建協定」や銀行間のタス

クフォースの利用も広い意味での裁判外紛争処理制度ということができる。

以上からみても、裁判外の紛争処理制度（ADR）として、倒産処理の私的整理などいろんなものが考えられ、一概に仲裁だけということではないといえるであろう。ADRとして考えられるのは、裁判に最も近いところから考えると、裁判所内のものは調停や即決和解など裁判上の和解といえるものであろう。裁判所外のものとしては、公的な機関を頼りとする行政対応型と銀行など第三者が関与する民間型があり、民間型での常設機関として機能する仲裁などやアドホック的なものとがあるのではないかと考えられる。いずれにしても公的な性格を有するものを利用した紛争解決は、アジアの場合は非常に限定的であり、実際の紛争解決のほとんどが当事者同志の話し合いか、あるいは銀行など第三者を関与させた協議による解決や上記に述べられたような一種の民間の紛争解決システムに従った解決が行われるのがほとんどであるということができると思う。したがって、どのような紛争解決手段をとるかは、その紛争の内容がどうか、または関係当事者が誰かにより、紛争処理機関としての「仲裁」が適しているか、あるいは第三者が関与した調停、または公的あるいは私的に設置された裁判外倒産処理制度など仲裁とは異なる紛争処理システムなどを使い分けることになるわけであるが、アジア各国での問題は、これら諸制度の基となっているのは、やはりその法制度の生立ちから植民地時代の宗主国の諸制度であるということを理解しておかなければならぬという点を特に最後に強調しておきたい。

以上

書籍紹介

①「日韓法制比較解説」－物権・登記法－

財団法人国際民商事法センター 企画編集
法務省法務総合研究所 室長研究官亀田哲 執筆

平成11年9月から10月にかけ、法務省法務総合研究所と韓国大法院法院公務員教育院の共同による「第1回日韓パートナーシップ研修」が東京とソウルにおいて実施され、今回は法務局職員同志によるものでしたが、日韓の民商事法分野での交流がスタートしました。この研修は、法務総合研究所亀田哲室長研究官のご尽力により実現しましたが、この研修の成果物として同氏執筆による上記図書が日本加除出版^株から出版されています。当財団では、この機会に本書を会員の皆様に無料でお配りするよう用意しましたので、ご希望の方は事務局までお申し込み下さい。申込多数で品切れの際にはご容赦ください。

②「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法」－アジア・太平洋比較法制シリーズ2

当財団は平成11年2月法務総合研究所と共に、法務省民事局・関西アジア民商事法研究会後援により、「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法」をテーマとする国際シンポジウムを開催し関係者多数のご参加をいただきました。本書は同シンポジウムと、それに向けて準備したアジア・太平洋諸国倒産法研究会(通称 AB 研)での研究の成果をとりまとめ、アジア・太平洋比較法制シリーズ2として出版するものです。出版は9月初旬になりますが、当財団は前回と同様、市販前の白表紙型式のものを無料でお配りする予定です。どうぞご期待下さい。



発行日：平成12年7月27日

発行者：財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833